

指定管理業務点検・評価シート（令和7年度業務）

令和8年6月25日

施設名	鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館	所在地	倉吉市駄経寺町198-4
施設所管課名	農林水産部農業振興局生産振興課	連絡先	0857-26-7279
指定管理者名	(一財)鳥取県観光事業団	指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日

1 施設の概要

設置目的	梨に関する産業、歴史、文化への県民の理解を深めるとともに、観光及び果樹の振興に資する。								
設置年月日	平成13年4月27日（開館）								
施設内容	○敷地面積：4,301㎡（うち梨ガーデン面積：1,612㎡） ○建築面積：2,693.88㎡／延床面積：4,682.41㎡ ○施設内容：展示館、植物防除小屋								
利用料金	<table><tr><th colspan="2">利用料金</th></tr><tr><td>区 分</td><td>利 用 料 金</td></tr><tr><td>大 人 （高校生以上）</td><td>個人：300円 団体：10名以上 270円／20名以上 240円</td></tr><tr><td>小 人 （小学生以上）</td><td>個人：150円 団体：10名以上 130円／20名以上 100円</td></tr></table>	利用料金		区 分	利 用 料 金	大 人 （高校生以上）	個人：300円 団体：10名以上 270円／20名以上 240円	小 人 （小学生以上）	個人：150円 団体：10名以上 130円／20名以上 100円
利用料金									
区 分	利 用 料 金								
大 人 （高校生以上）	個人：300円 団体：10名以上 270円／20名以上 240円								
小 人 （小学生以上）	個人：150円 団体：10名以上 130円／20名以上 100円								
開館時間	午前9時～午後5時								
休館日	○毎月第1・3・5月曜日（祝日または振替休日の場合は休日でない翌日） ○12月29日～1月3日								

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	○施設設備の維持管理 ○施設の利用許可、施設利用料の徴収等に関すること ○観光振興に関すること ○果樹振興に関すること ○その他管理運営に必要な業務
---------	--

3 施設の管理体制

管理体制	常勤正職員：6人、非常勤職員、パート職員：14人　【計20人】		
	【常勤正職員】	【非常勤職員】	【パート】
	参事 (常勤1人) 技術アドバイザー (常勤1人) 運営アドバイザー (常勤1人) 館長 (常勤1人) マネージャー(常勤1人) 主事 (常勤1人)	事務補助(2人) インフォメーションスタッフ (6人)	売店・バーラー スタッフ(6人)

4 施設の利用状況

利用者数（人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	7年度	10,389	13,341	12,222	14,825	31,037	19,710	15,694	15,670	7,934	5,626	8,130	14,155	168,733
	6年度	8,599	10,917	8,419	11,878	24,437	19,394	12,816	13,499	6,818	6,332	6,066	13,460	142,635
	増 減	1,790	2,424	3,803	2,947	6,600	316	2,878	2,171	1,116	-706	2,064	695	26,098

利用料金収入（千円）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	7年度	1,671	2,323	1,973	2,458	5,881	3,630	2,840	2,948	1,328	944	1,215	2,432	29,643
	6年度	1,251	1,920	1,357	1,926	4,599	3,695	2,428	2,322	1,175	1,001	961	2,203	24,838
	増 減	420	403	616	532	1,282	-65	412	626	153	-57	254	229	4,805

5 収支の状況

区 分			7 年度	6 年度	増 減
収入	事業収入	利用料収入	29,643	24,838	4,805
		参加料収入	548	456	92
		売店営業収入	111,974	96,609	15,365
		手数料収入	409	417	-8
		小 計	142,574	122,320	20,254
	事業外収入	施設管理運営受託事業収入	123,503	115,820	7,683
		補助金収入	0	0	0
		雑収入	54	20	34
		小 計	123,557	115,840	7,717
	計		266,131	238,160	27,971
支出	人 件 費	68,099	61,755	6,344	
	管理運営費	68,220	63,921	4,299	
	事 業 費	99,782	85,510	14,272	
	計	236,101	211,186	24,915	
収 支 差 額			30,030	26,974	

6 労働条件等

確認項目		状況			備考
		常勤正職員	臨時職員	パート職員	
雇用契約・労使協定	労働条件の書面による提示	就業規則	労働条件通知書	労働条件通知書	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	有	有	有	※常時10人以上の労働者を使用する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	3 6 協定	3 6 協定	3 6 協定	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	8 時間	8 時間	4.5～8 時間	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	ICカード	ICカード	ICカード	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	休暇：年20日 休日：週当たり2日 その他：就業規則による	休暇：年20日 休日：週当たり2日 その他：就業規則による	休暇：年10日 休日：週当たり3～4日 その他：就業規則による	※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	304千円／月	191千円／月	125千円／月	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適	適	※適否を記入
	処遇改善計画との比較	2.3%	9.0%	11.3%	※達成率を記入
	支払い遅延等の有無	無	無	無	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	年 1 回実施			
	産業医の選任	選任の要否： 否 選任状況： 選任なし			※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否： 否 選任状況： 選任なし			※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否： 否 選任状況： 選任なし			※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否： 要 選任状況： 取得者から選任			※業種・規模の要件あり

（参考）

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づくもの）
- ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
 - ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
 - ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか）
 - ・1週間単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
 - ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「3 6 協定」）
 - ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要）
 - ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1,000人（3人選任）
		1,001人～2,000人（4人選任）
		2,001人～3,000人（5人選任）
		3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 み 内 容
開館時間	旅行会社等の依頼により、早く開館したり、開館時間を延長するなど、柔軟に対応。
休館日	倉吉未来中心において全国規模の大会・イベントなどがある場合や旅行会社等の依頼などに柔軟に対応。
その他	・毎月1回「無料感謝デー（お客様感謝デー）」を設けたり、梨にまつわるクイズラリーを毎日実施したり、地元のイラストレーターとコラボしたイラスト展を実施したり、Twitterの更新頻度を増やしたりと、積極的な集客促進に努めている。

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	○施設ホームページでの意見受付 ○施設内に設置する意見箱 ○施設窓口での意見受付 ○施設で行う利用者アンケート ○県への「県民の声」による意見受付
------------	---

利用者からの苦情・要望	対 応 状 況
動物が好きなのでタヌキ、テン、ハクビシン、アナグマ、キツネ等ガーデンに遊びにきている子たちをもっと目立つようにしてほしいです。	ニュースを適宜入れ替えるなど工夫をして発信したいと思います。
梨ガーデンの実(落ちている)のにおいが異臭を改善したほうが良い。	梨が頻繁に落ちる時期でもあり、ある程度まとめて処理しました。
授乳室におゆがあったらよかった。表示例：事務所スタッフにお声かけください。	ミルク用のお湯が必要な方はお声かけくださいと表示しました。

利用者からの積極的な評価
○選別する体験がうまくできなかったので少し残念です。写真コーナーが少し暗かったのもう少し明るい方が映え写真が撮れそうです。梨美味しかったです。梨ガーデンに雨傘だけではなく日傘を置いてある配慮が素晴らしかったです。所々体験があるため大人でもとても楽しめました。落ち着いて見ることができて良かったです。 ○展示の内容がなし作りの歴史や苦労、おいしいなしを作るための工夫などわかりやすくされており、子どもにも楽しめるよう展示されよかったです。わたしが子どもの頃、鳥取二十世紀梨を食べるのがうれしくてあの紙の包みをうきうきしながらあけたのを思い出しました。なつかしいです。 ○鳥取におけるナシの歴史を知れてよかったです。「ナシ」されど「ナシ」今も私たちがおいしいナシを食べられるのは人生をささげた人たちのおかげ。ありがとうございます。 ○梨の事がわかりやすく知ることができました。手軽においしい梨がこんなに手間がかかったものと知ってこれから梨への見方が変わりました。子供から大人まで楽しめる施設でした。 ○一番好きだったのは、害獣被害の写真とコメントがめちゃくちゃ面白かったです(笑)インスタで今後の続編を見たいです。館内がきれい。いつか子どもができたなら、また鳥取県、鳥取二十世紀梨記念館には来たいと思いました。梨(他の果物もそうですが)は手間がかかっているんだと農家さんへの感謝と今後はもっと大切に味わおうと、勉強になりました。 ○梨について本当に様々な情報がわかっただけでなく、ガーデンで実際に梨が育てられている様子がわかったり梨の食べ比べができたり、300円でいいの？と思うくらい大満足でした。写真をお願いしたらスタッフさんがこころよく何枚も撮ってくれてありがたかったです。 ○元々果物の中でも、梨は子供のころから大好きで今のように9月-10月は毎年梨を箱で買って食べていました。今回このようなミュージアムがあることを知り、初めて伺いましたが梨の歴史に触れ、梨が私たちに届くまでの大変さを知れて、今まで以上に梨を味わっておいしく食べられそうです。 ○梨の栽培の歴史についてとても詳しく解説されており、今まで知らなかった梨の品種改良の経緯、人々の情熱を深く知ることができ、より一層梨が味わい深く感じられるようになりました。日本におけるナシの品種改良だけでなく、海外での歴史的経緯についても知りたいと思いました。そのような展示もあると、より学びの深い施設になると思います。 ○実物があったり、映像があったりして、とても分かりやすかったです。このクイズラリーも施設内を色々見て回るきっかけになりました。梨の食べ比べは、おいしく、楽しく、家族で盛り上がりました。スタッフの人の対応も丁寧で、写真撮影のお願いも心良く引き受けてくださいました。

9 指定管理者による自己点検

労働関係法令、環境関連法令、建築物の管理に関する法令その他関係法令の遵守状況	☑
協定書（仕様書）、指定管理者募集（又は審査）要項及びその付属資料並びに指定管理者指定申請書の遵守状況	☑

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕	
1	利用者へのサービス提供と利用促進 ・梨記念館隣の鳥取県立美術館のオープンもあり、令和7年度は鳥取県中部にスポットを向け、夏の期間に全て地元のイラストレーター書下ろしによるイラスト展「くらし旅日記」を開催した。イラスト展コラボグッズについても売店で販売し収入面でも効果があった。 ・毎日行っているクイズラリーは、クイズの答えを探して館内を回ることから、梨にまつわるあらゆる情報を楽しみながら学習できると大変好評。併せて、来館の契機、住所地、感想等の利用者増加策を検討する貴重なツールとしても活用した。 ・なしっこ館無料感謝デーを継続実施しており、地元住民を中心に定着するなど、多くのお客様に入館していただいた。 ・体験型イベントとして、様々なワークショップイベントを年間通じて開催した。 ・「梨の皮むき大会」では、皮の長さを測定する様子をギャラリーから見えやすく改善を行った。 ・秋には梨ガーデンにやってきた動物や鳥の写真展「梨ガーデンの珍客」を開催。来館者の感想から「次回を楽しみにしています」など大変好評で梨記念館の新たな魅力発見につながった。 ・地元食育グループと連携したスイーツ体験を年間通じて開催、1,119人の参加があった。小さな子どもでも簡単に食に触れられるイベントとして開催した。 ・冬季の館内の満足度の向上を図るため、クリスマスまでと以降で期間を分け館内の装飾を変えお客様に写真撮影等で楽しんでいただいた。 ・「友の会新規入会キャンペーン」を実施した。また春には、新入学応援キャンペーンを同時開催し、新規・再入会を合わせ57名の入会に繋がった。 ・ミュージアムショップとフルーツパーラーでは、県内産の梨や梨を使用した商品を中心に取り扱い、梨記念館の魅力を高めるとともに、県内産の梨の消費拡大に努めた。 ・ネット通販については業務効率化のため資材準備など一部作業を外注する、受注期間を計画的に区切る等の対策を講じ、併せてマイクロ面の改良を重ねることで更なる効率化を図った。
2	観光の振興 ・鳥取県立美術館と周辺施設の入館がセットになった「くらしミュージアム周遊パス」に参画し、また周遊パス販売箇所としても参加。中部エリア内の集客イベントに協賛・賞品提供するなど、エリア内観光の集客、物販促進に取り組んだ。 ・県観光連盟が開催する観光情報説明会・商談会への参加、メディア系旅行会社商談会等に参加し、市観光協会・観光、宿泊施設と連携した情報発信を行い、団体誘客に取り組んだ。 ・テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ウェブマガジンなど各種メディアの取材を積極的に受け入れたほか、資料や情報の提供依頼にも柔軟に対応し、施設の魅力を県内外に発信した。 ・鳥取県立美術館との連携、集客促進を図るため夏季イベントチラシを合同で作成し、新規エリアの島根県全域と岡山県北部への新聞折り込みを行った。また梨記念館単独の夏季イベントチラシを中部地域の旅館、道の駅、観光施設、中部地区の幼稚園、保育所、県内全域の小学校に配布したほか、近隣県外の地方紙やSA設置の観光案内マップへの広告掲載を実施した。 ・館内イベント等の旬の情報を、必要としている人の目に触れやすくするために、内容によってHPや各種SNS等情報発信先を選択し、随時配信した。 ・HPをリニューアルしトップ画面に「本日の食べ比べ」情報を掲載して、梨の食べ比べ3品種をお客様がタイムリーに確認できるようにした。
3	果樹の振興 ・「県産果樹のPR拠点」としての機能を果たすため、「梨の3品種食べくらべ」を実施した。 ・「鳥取梨つくり大学」を12回開催(うち4回は鳥取大学公開講座と連携)して、専門的知識の普及を図るとともに、「梨のなんでも相談室」を常時開設し、梨栽培技術の普及及び向上に取り組んだ。 ・鳥取県の果樹振興のベースとなった「鳥取二十世紀梨の親木」(鳥取県天然記念物指定)の管理を行った。 ・梨生産と食に対する理解を深めるため、春の交配、摘果、小袋かけ、大袋かけ、梨狩り体験を実施した。 ・梨ガーデンにおいて、ジョイント栽培、梨の整枝法実施、水耕栽培等の生きた展示を行って梨栽培を実感していただいた。 ・生産者の栽培技術の向上と梨のすばらしさを知ってもらおうと梨生産者の皆さんが丹精込めて栽培された自慢の巨大ナシ(愛宕、新雪)の重さを競う「第17回全国巨大梨コンテスト」を実施。全国から24点の出品をいただいた。 ・県内外からの講師依頼を受け、梨に関する出前講座を実施した。
4	その他安全管理など ・「梨の食べ比べ」については引き続き1人ずつカップで直接手渡しにて実施した。 ・休館日に全職員参加の防災訓練を行うとともに、倉吉パークスクエア関連団体合同防災訓練に参加し、緊急時の備えを進めた。 ・施設内日常点検により、電球切れ、機器の異常や故障箇所などを早期に発見し、改善対応し、お客様の利便性の向上、安全管理に努めた。
〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕	
○食べ比べ用梨の確保が難しくなっている現状があり、県としても安定的な確保ができるよう各機関に働きかけてほしい。 ○各種機器・設備及び備品等の年次の更新が必要。	

10 施設所管課による業務点検

労働関係法令、環境関連法令、建築物の管理に関する法令その他関係法令の遵守状況	☑
協定書（仕様書）、指定管理者募集（又は審査）要項及びその付属資料並びに指定管理者指定申請書の遵守状況	☑

項 目	評 価	点 検 結 果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	3	○施設・設備の日常点検や年次点検を計画的に実施している。 ○休館日に全職員参加の防災訓練を行うとともに、施設関係団体との合同訓練に参加し、緊急時に備えている。 ○保安警備、清掃等は計画どおり実施されている。 ○事故等対応マニュアルに従って適切に対応している。 ○開館以降25年が経過し、各種機器、設備の劣化が進行している。（劣化の状態を予測した上での予防保全が必要）
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	3	○許可基準に従い適正に対応されている。 ○利用者への措置命令及び施設からの退去命令の事例はなし。 ○利用料金の減免については、減免事項に従い適正に行われている。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	○来館者に対する受付案内（接遇）等について、来園者から積極的な評価の声が寄せられ、適正・良好に行われている。 ○備品貸し出し及び管理は適正に行われている。
〔利用者サービス〕 ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	5	○継続的に実施しているクイズラリーが好評を博すとともに、無料感謝デーにより多くのお客様に入館に繋げている。 ○秋に実施した動物や鳥の写真展「梨ガーデンの珍客」により、来館者の満足度向上と「次回を楽しみにしている」といったリピーターの獲得を実現している。 ○体験型イベントとして様々なワークショップを年間通じて開催し、地元食育グループと連携したスイーツ体験では、小さな子どもも含め年間通じて1119名もの参加があった。 ○観光連盟が主催する観光情報説明会・商談会等へ積極的に参加し、団体誘客に取り組んでいる。また県立美術館と連携した集客促進を図るため、チラシの合同制作し周知に取り組んでいる。 ○利用者からの意見を聴き、適切に対応している。
〔果樹振興〕	4	○巨大梨の重さを競う「第17回全国巨大梨コンテスト」を実施するなど、梨生産者の栽培技術の向上や梨の素晴らしさを知っていただく機会を創出した。コンテストには全国から24点が出品されている。 ○鳥取県の果樹振興のベースとなった「鳥取二十世紀梨の親木」の管理を行っている。 ○来場者に梨栽培を実感していただくため、梨ガーデンにおいてジョイント栽培、梨の整枝法実施、水耕栽培等の生きた展示を行った。 ○「県産果樹のPR拠点」としての機能を果たすため、「梨の3品種食べ比べ」を引き続き実施した。
〔収入支出の状況〕	5	○隣地で県立美術館がオープンしたことから、イラストレーターとコラボした展示を鳥取県中部にスポットを向けた「くらし旅日記」とし、売店でのグッズ販売も含め収入効果が見られ、売店収入が対前年度比113.7%の増となっている。 ○ミュージアムショップとフルーツパーラーで、引き続き県内産の梨や梨を使用した商品を中心に取り扱い、梨記念館の魅力を高めたことで、喫茶収入が対前年度比122.1%の増となっている。
〔職員の配置〕 ○適正な職員配置 ○処遇改善計画の達成状況	3	○職員配置にあたっては、梨の専門知識を有する職員を必要数配置し、設置目的に達する適切な施設となっている。 ○処遇改善については、年間人件費は3,668,273円のプラス（対計画59.5%）、月額給与は15,750円のプラス（対計画6.3%）となった。

〔会計事務の状況〕 ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 (利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備(会計規程、協定書等で整備が定められている規程など)	3	○不適正事案や事故等はない。 ○各種関係法令に沿い、適切に対応されている。
〔関係法令の遵守状況〕 ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令(労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令(大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注(鳥取県産業振興条例)	3	○各種関係法令に沿い、適切に対応されている。 ○県内発注については、県内に受託者がいない場合を除き、適切に行っている。
〔県の施策への協力〕 ○障がい者就労施設への発注	3	○梨の皮むき作業、花壇内の花及び雑草撤去並びに花の植付け、植木刈り込み、印刷物の折込等について、シルバー人材センターや障がい者就労施設へ発注している。
総 括	3.5	○梨の専門知識を有する職員を配置し、梨づくり大学も継続開催するなど、梨記念館の設置目的である県民の梨への理解促進、観光及び果樹振興の拠点施設として評価できる。 ○来館者に対するサービスは概ね適切であり、各種イベント等の取組により、対前年及び目標値を上回る利用者数を達成している。(168,733人(目標:145,000人)、対前年25,098人) ○隣接する県立美術館との連携するなど周辺地域とも時宜に応じた取り組みを進め、中部エリアの観光振興にも積極的に注力している。 ○総合的に適正な運営が行われており、評価することができる。

《評価指標》5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。

4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。

3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。

2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。

1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。

※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。